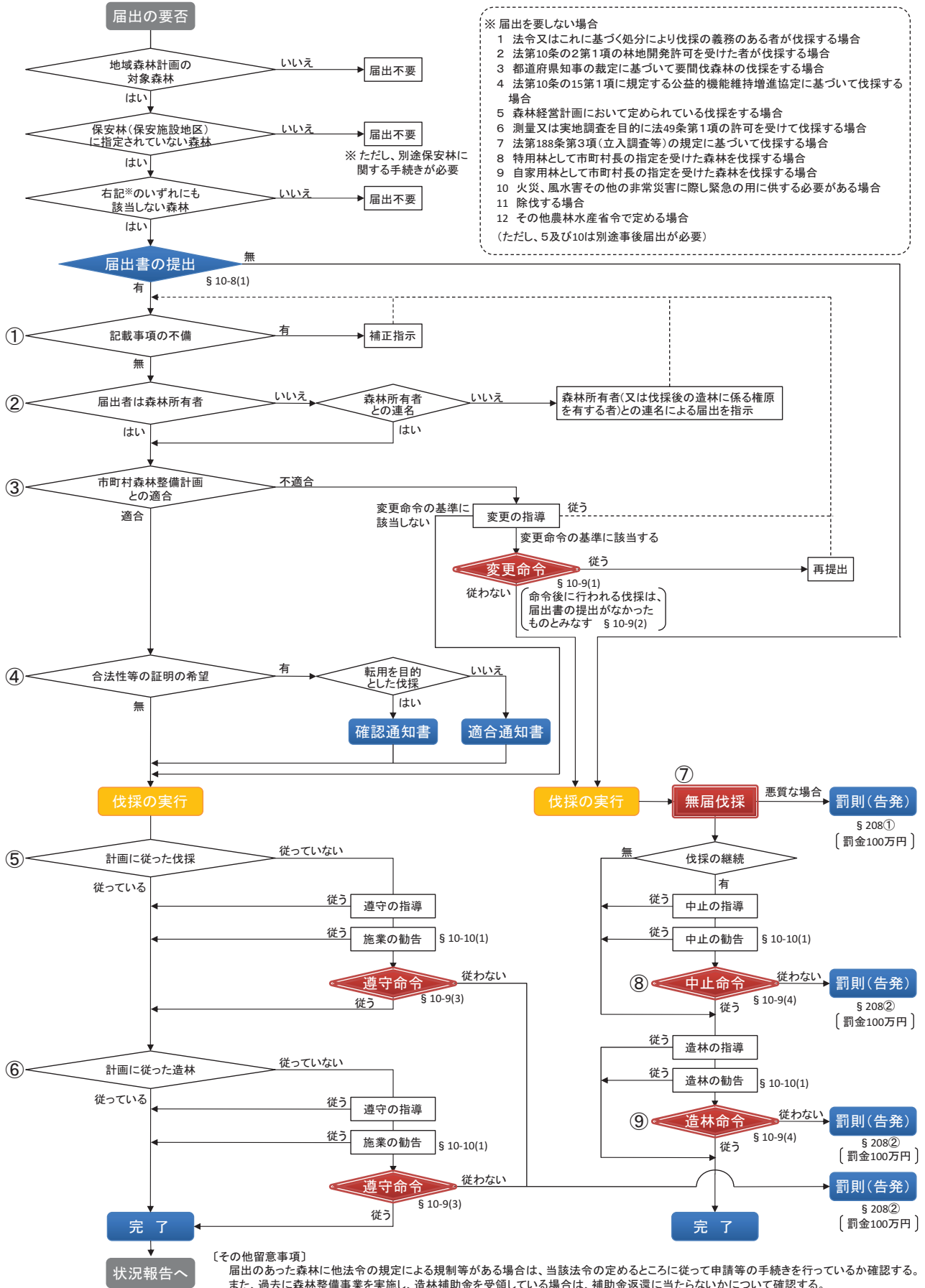
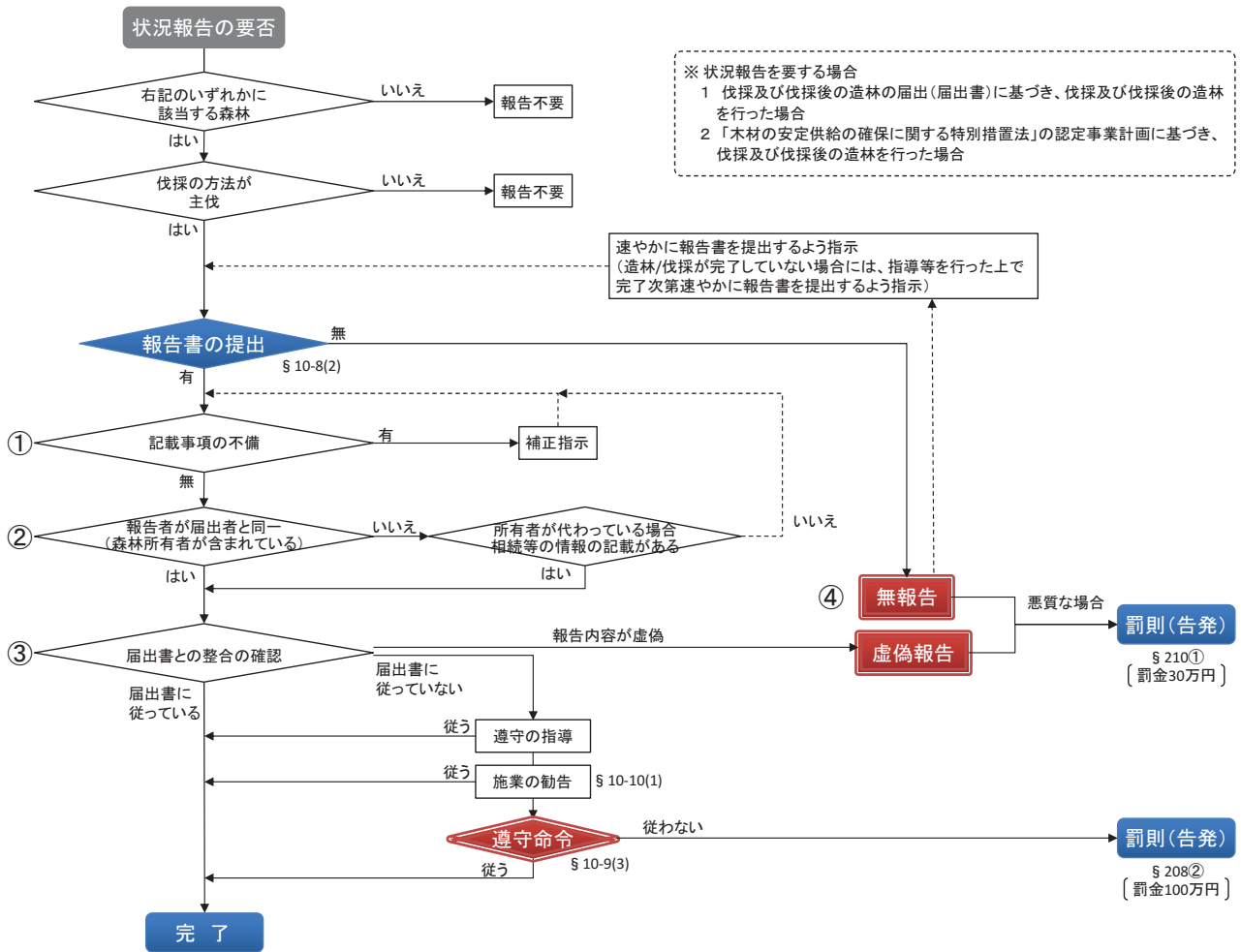


# 伐採及び伐採後の造林の届出等の制度フローチャート

## 1 伐採及び伐採後の造林の届出



## 2 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告



※ 状況報告を要する場合

- 伐採及び伐採後の造林の届出(届出書)に基づき、伐採及び伐採後の造林を行った場合
- 「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」の認定事業計画に基づき、伐採及び伐採後の造林を行った場合

〔その他留意事項〕  
 「木材の安定供給の確保に関する特別措置法」の認定事業計画に基づく伐採及び伐採後の造林についての状況報告には、§ 10-9(3)の遵守命令の規定は適用されないことに留意すること。

## (1) 伐採及び伐採後の造林の届出の要否

- ア 立木を伐採する場合は、人工林・天然林の別や伐採本数に関わらず、現況が森林の状態となっている場合は届出の対象となる可能性があります。このため、伐採・造林箇所を特定するために、届出者に位置図その他の図面の添付を求め、又は届出時に市町村役場にて届出者と図面を用いて位置の確認した上で、森林簿、森林計画図等と照合し、届出の対象森林が地域森林計画対象森林であるか否かを確認します。
- イ 地域森林計画対象森林ではない場合又は法第10条の8第1項各号のいずれかに該当する場合は、届出が不要である旨を指導します。
- ウ 届出の対象森林（届出書に記載された「森林の所在場所」）が、保安林又は保安施設地区ではないことを確認し、これらの森林に該当する場合には、それぞれ必要な手続きを指導します。

### 法第10条の8第1項（届出書の提出を要しない場合）

- 1 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者が伐採する場合
- 2 法第10条の2第1項の林地開発許可を受けた者が伐採する場合
- 3 都道府県知事の裁定に基づいて要間伐森林の伐採をする場合
- 4 第10条の15第1項に規定する公益的機能維持増進協定に基づいて伐採する場合
- 5 森林経営計画において定められている伐採をする場合
- 6 測量又は実地調査を目的に法49条第1項の許可を受けて伐採する場合
- 7 法第188条第3項（立入調査等）の規定に基づいて伐採する場合
- 8 特用林として市町村長の指定を受けた森林を伐採する場合
- 9 自家用林として市町村長の指定を受けた森林を伐採する場合
- 10 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 11 除伐する場合
- 12 その他農林水産省令で定める場合
  - (1) 国又は都道府県が保安施設事業、砂防工事又は地すべり防止工事若しくはばた山崩壊防止工事を実施するため伐採する場合
  - (2) 法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守の支障となる立木を伐採する場合
  - (3) 倒木、枯死木又は著しく損傷した立木を伐採する場合
  - (4) こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木を伐採する場合

- エ なお、第5号の森林経営計画において定められている伐採、第10号の緊急伐採については、別途事後届出（IV参考④参照）が必要となる旨を指導します。

#### 森林法

（伐採及び伐採後の造林の届出等）

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造

林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合
- 二 第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合
- 三 第十条の十一の四第一項（第十条の十一の六第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の裁定（第十条の十一の二第一項第一号の契約の締結に関するものを除く。）に基づいて伐採をする場合
- 四 第十条の十七第一項の規定による公告に係る第十条の十五第一項に規定する公益的機能維持増進協定（その変更につき第十条の十八において準用する第十条の十七第一項の規定による公告があつたときは、その変更後のもの）に基づいて伐採をする場合
- 五 第十一条第五項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において定められている伐採をする場合
- 六 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合
- 七 第八十八條第三項の規定に基づいて伐採する場合
- 八 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林（次号において「普通林」という。）であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合
- 九 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合
- 十 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 十一 除伐する場合
- 十二 その他農林水産省令で定める場合

2・3 （略）

#### 森林法施行規則

（伐採及び伐採後の造林の届出）

第九条 法第十条の八第一項の届出書は、伐採を開始する日前九十日から三十日までの間に提出しなければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、一通とする。

3 第一項の届出書は、伐採をする者と伐採後の造林をする者とが異なる場合には、これらの者が共同して提出しなければならない。

（法令により立木の伐採につき制限がある森林）

第十条 法第十条の八第一項第八号の農林水産省令で定める森林は、次のとおりとする。

一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地に係る森林

二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により指定された特別保護地区内の森林

三 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条の規定により除去を制限された立木に係る森林

四 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により指定された史跡名勝天然記念物に係る森林及び同法第二百二十八条第一項の規定により定められた史跡名勝天然記念物の保存のための地域内の森林

五 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第二十条第一項又は第七十三条第一項の規定により指定された特別地域内の森林

六 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第四条第一項の規定により指定されたばた山崩壊防止区域内の森林

七 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第六条第一項の規定により指定された歴史的風土特別保存地区内の森林

八 都市計画法第八条第一項第七号の風致地区として定められた地区内の森林

九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三

- 条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内の森林
- 十 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第四条第一項の規定により指定された特別母樹又は特別母樹林に係る森林
  - 十一 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五条第一項又は第四十六条第一項の規定により指定された特別地区内の森林
  - 十二 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十二条の規定により定められた特別緑地保全地区内の森林
  - 十三 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第三条第一項の規定により定められた第一種歴史的風土保存地区内の森林及び同項の規定により定められた第二種歴史的風土保存地区内の森林
  - 十四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十七条第一項の規定により指定された管理地区内の森林

（伐採及び伐採後の造林の届出を要しない場合）

第十四条 法第十条の八第一項第十二号の農林水産省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一 国又は都道府県が法第四十一条第三項に規定する保安施設事業（第七十七条を除き、以下「保安施設事業」という。）、砂防法第一条の砂防工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事若しくはぼた山崩壊防止工事を実施するため立木を伐採する場合
- 二 法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守の支障となる立木を伐採する場合
- 三 倒木、枯死木又は著しく損傷した立木を伐採する場合
- 四 こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木を伐採する場合